

新經濟・財政再生計画 改革工程表 2023

令和 5 年 12 月 21 日
経済財政諮問議

(注記)

○政策目標：

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項を大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された改革事項のみを実施することで達成されるものではない。

○KPI：

各階層の KPI については以下のとおり。

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム指標)

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット指標)

○工程：

「工程」には、改革工程表 2022 の各施策及び骨太方針 2023 のうち経済・財政一体改革の主要分野に該当する各施策について、具体的取組と所管府省等に加えて、取組の具体的な実施時期を右向きの矢印で記載している。なお、実施時期の欄は、24 は 2024 年度まで、25 は 2025 年度まで、26～は 2026 年度以降をそれぞれ示している。

取組の動きを明示する観点から、経常的な取組や、複数年にわたり実施される取組のうち実施時期に年限がないものについては、取組の実施時期すべてに→を記載している。

2. 社会資本整備等

社会資本整備等

【政策目標】

- ① 公共投資における効率化・重点化と担い手確保、予防保全型への転換等によるインフラメンテナンスの中長期的なトータルコストの抑制
- ② 民間の資金・ノウハウの最大活用と公的負担の最小化（PPP／PFIの事業規模目標：2022-31年度30兆円）
- ③ デジタルの力を活用した地域づくり（スマートシティ、不動産ID等の総合的な活用等）と持続可能なまちづくり（コンパクト・プラス・ネットワーク等）、既存ストックの有効活用を一体的に促進

○広域的・戦略的なインフラマネジメント：地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの計画策定や維持管理等の業務の実施について、モデル地域において検討を行い、国土交通分野及びそれと類似性の高い分野を中心に2025年度中に手引き等として取りまとめ、その後、関係省庁連絡会議等も活用しながら、各分野・地域に横展開する。また、地域におけるインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援し、集約化・複合化等に関する検討項目・手順、留意事項、施策効果等を記載した手引き等の作成・充実を進める。

○PPP／PFIの推進：「PPP／PFI推進アクションプラン」に基づき、2022～2031年度の事業規模目標（30兆円）を設定し、重点分野を中心にPPP／PFIの導入を促進。上下水道分野は、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開。

○不動産ID等の総合的な推進：省庁連携により、2025年度までに不動産登記ベース・レジストリと連携した不動産ID確認システムによる不動産IDの提供エリアを全地方公共団体に拡大する。さらに官民連携協議会において、官民データの連携を促進し、官民の幅広い分野における成長力強化や横展開を図り、ユースケースの社会実装を推進する。

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。

・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○ I C T 活用工事(土工、舗装工、浚渫工(河川)、浚渫工(港湾)、地盤改良工)の実施率(直轄事業) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○ I C T の活用対象 【橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大】</p>	<p>1. I C T の活用(i-Construction の推進)</p>			
		<p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、I C T 活用工種について、構造物工や小規模工事等への更なる適用拡大を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 小規模を除く公共工事においてB I M / C I M を原則適用とする。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 中小建設業、地方公共団体へのI C T 施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、受発注者を対象とした講習会の実施、業界全体でI C T 施工未経験企業へのアドバイスをを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 国土交通省におけるI C T 施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上(作業時間短縮効果から算出)を2024年度に実現するなど、I C T 施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2021年度9.2%(2015年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標) 【目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率 【2025年度までできるだけ早期に100%】</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率 【2023年度末までに100%】</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合 【前年度比で低下】</p> <p>○入職者に占める女性の割合 【前年度比で上昇】</p>	<p>2. 中長期的な担い手の確保</p>			
		<p>(技能労働者の処遇改善) a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>(働き方改革) a. 週休2日の実現や残業削減に向けて、中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」の周知や実地に基づく調査を行うなど、工期の適正化に向けた取組を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
<p>(人材育成) a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の実施等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		3. インフラデータの有効活用			
<p>○連携型インフラデータプラットフォーム及び維持管理データベースと連携する累積データ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○連携型インフラデータプラットフォームと連携する累積データベース数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(連携型インフラデータプラットフォーム) a. 内閣府(科学技術・イノベーション担当)において関係省庁と連携し、インフラ分野での連携型データプラットフォームを構築し、府省庁・主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携が可能となる取り組みを開始する。技術面・事業面などの観点でのインパクトや実現性の分析調査を行い、有用性の高いシステムの研究開発を進めるとともに、各種インフラデータの連携に関する取組をまとめたロードマップを作成する。(2027年度まで継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数(施設管理者) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(各インフラ分野の維持管理データベース) a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>(国土交通データプラットフォーム) a. 国土交通データプラットフォームについて、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業) 【100%】</p>	<p>4. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>(ストック効果の把握・事業評価)</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>b. 公共事業における事業評価について、評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数 【毎年度増加】</p>	<p>5. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合 【2030年までに100%】</p>	<p>○新技術の現場試行累積数 【毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】</p>	<p>(新技術導入促進による業務効率化) a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。 (2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数 【2025年末までに3,000者】</p>	<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
—	—	<p>(インフラメンテナンス国民会議) a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ) a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○措置が必要な施設の修繕率 【毎年度上昇【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○施設の点検の実施率 【分野毎に定める点検の実施期間中に100%】</p>	<p>(予防保全型の老朽化対策への転換) a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、都道府県等による市町村支援を含む地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。(2027年以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数 【進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○個別施設計画の策定率 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率 【2023年度末までに100%】</p> <p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定、見える化・横展開</p> <p>(総合管理計画) a. 総合管理計画の内容充実・更新に向けた支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化するなど、見える化の内容の更なる充実を図るとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新見通しの見直しを行うよう、技術的な助言を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設) a. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
			→	→	→
			→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議等も活用しながら、先進・優良事例の横展開等を実施する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況)</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(施設の集約化・複合化)</p> <p>a. 地域における施設の集約化・複合化などを通じたインフラメンテナンスの効率化が進むよう支援する。また、各施設の集約化・複合化等に関する検討項目・手順、留意事項、施策効果等を記載した手引き等の作成・充実を進める。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>(広域的・戦略的なインフラマネジメント)</p> <p>a. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの一層の推進に向けて、モデル地域において、地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの計画策定や維持管理等の業務の実施について検討を行い、国土交通分野及びそれと類似性の高い分野を中心に関係省庁と連携して、2025年度中に手引き等として取りまとめる。 《所管省庁：国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>b. 地域における広域的・戦略的なインフラマネジメントの全国展開に向けて、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議等も活用しながら、モデル地域における検討結果や作成された手引き等を各分野・地域に横展開し、地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの導入を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》</p>		→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方部へのノウハウの浸透を図るなど、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。事業規模目標(2022～2031年度の10年間で30兆円)の達成を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26～
<p>○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数 【2024年度末までに334団体】</p>	<p>7. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p>			
	<p>○地域プラットフォームの設置率 【2026年度末までに全都道府県で設置】</p>	<p>a. アクションプランに記載されている施策の進捗状況等のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行う。アクションプランに定める各取組方針に基づき、PPP/PFIを一層推進し、成果について広報する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数 【2021年度～2023年度に200団体】</p>	<p>b. 水道について、改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数 【2021年度～2023年度に550団体】</p>	<p>c. 下水道について、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続。また、先進的なウォーターPPPの取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 空港について、アクションプランに掲げられた措置等により、公共施設等運営事業の導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		e. スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)について、地方公共団体による公共施設等運営事業の導入に関して、必要な支援等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		f. 文化・社会教育施設について、公共施設等運営事業含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、必要な支援等を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：文部科学省》	→	→	→
		g. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係省庁》	→	→	→
		h. アウトカム指標の充実に向けて、PPP/PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》	→	→	→
○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数 【2024年度末までに334団体】	8. 優先的検討規程の策定・運用			
		a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》	→	→	→

社会資本整備等 2. PPP/RFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○アクションプランに定める事業件数 10年ターゲットと同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/RFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に200団体】</p> <p>○地域プラットフォームの設置率【2026年度末までに全都道府県で設置】</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数【2021年度～2023年度に550団体】</p>	9. PPP/RFI推進のための地方公共団体への支援			
		<p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/RFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/RFIの具体的案件形成を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>b. 民間資金等活用事業推進機構が持つ助言機能の活用による地方公共団体等の事業化支援を促し、PPP/RFIの更なる推進を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府》</p>	→	→	→
		<p>c. 専門家の派遣や初期財政負担支援等により、地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の策定・運用支援等を行い、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/RFIの導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>d. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>e. 上下水道について、先進事例を参考に公共施設等運営事業の契約書のひな形等を作成(2022年度中)・周知することで、先進事例の横展開を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省、国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、デジタルの力を活用した地域づくりとコンパクト・プラス・ネットワークの推進、既存ストックの有効活用に向けた政策手段の強化を一体となって進める必要がある。このため、デジタル田園都市国家構想の一翼を担うスマートシティの推進や不動産 I D 等の総合的な活用など、デジタルの力により地域課題に取り組むための基盤整備を進め、D X によるコスト削減や付加価値向上を図るとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を一体的に進める。併せて、空き家及び所有者不明土地等の有効活用を推進する。

① デジタル田園都市国家構想を踏まえ、2030 年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、2027 年度までにデジタル実装に取り組む地方公共団体を 1,500 団体とすることを旨とする。② 市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024 年度末までに評価対象都市の 2 / 3 とすることを旨とする。

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○都市 O S (データ連携基盤) を介したデータ連携地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p> <p>○ A P I カタログ上での A P I 公開件数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○都市 O S の導入地域数 【2025 年までに 100 地域】</p> <p>○ A P I カタログを公開した地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	1 0. デジタルの力を活用した地域づくりの推進			
		<p>(スマートシティの推進) ① データ連携・都市 O S</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、スマートシティリファレンスアーキテクチャの充実のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 関連ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
<p>○スマートシティ構築を先導する人材が確保された地域数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材の育成プログラムの受講者数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>c. 各府省のスマートシティ関連事業において、都市 O S (データ連携基盤) を整備する際は、スマートシティリファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>② 人材の確保</p> <p>a. スマートシティの人材育成プログラムを周知するとともに、人材に関する情報提供を行う。(2027 年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○スマートシティサービスに関する評価指標の達成件数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	③スマートシティサービスの普及と推進体制 a. スマートシティ施策のK P I 設定指針(第2版)について、スマートシティに取り組む全ての自治体が適切な評価指標を設定できるように事例集などを整備し、活用を促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○スマートシティサービスの運営組織数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】	○スマートシティに取り組む自治体及び民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数) 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数 【毎年度増加】	b. 官民連携プラットフォームを通じて、関係府省庁等が連携して、ハンズオン支援や自治体と民間企業のマッチング支援を行うとともに、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○デジタル実装に取り組む地方公共団体数 【2027年度までに1,500団体】	○スマートシティ数 【毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】 ○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政等) ○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域(産業/経済等) ○スマートシティで構築された環境領域サービス数	c. 関係府省による合同審査会についてデジタル田園都市国家構想の取組との連携を強化するとともに、合同審査会を踏まえた事業選定等を通じ、M a a Sや自動運転、ドローン、グリーン化といった個別の分野も含めた全国各地のスマートシティ関連事業を推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図る。(2027年度以降も継続的に実施) d. 社会領域(モビリティ、防災/防犯、インフラ/施設、健康/医療、教育、行政等)、経済領域(産業/経済等)及び環境領域(環境/エネルギー等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。(2027年度以降も継続的に実施) e. デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、全国各地でデジタルの力を活用し様々な課題に取り組むためのデジタル基盤としてのスマートシティサービスの幅広い活用に向けたロードマップを策定する。	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	- 環境領域(環境/エネルギー等) 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	f. 「日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合」や、「G7都市大臣会合」等の多国間枠組み等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁、デジタル庁)》	→	→	→
○デジタル実装に取り組む地方公共団体数 【2027年度までに1,500団体】 ○不動産IDを活用したサービス数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	○不動産ID官民連携協議会の会員数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】 ○不動産IDを活用したユースケースの実証数 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	(不動産ID等の総合的な推進) a. 各不動産の共通コードである「不動産ID」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 「建築・都市のDX」官民ロードマップに基づき、2025年にBIM×PLATEAU×不動産IDのユースケースを社会実装・横展開し、2028年には不動産IDを介したBIM・PLATEAUと官民のデータ連携の実現を目指す。(2027年以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		c. 地方公共団体における都市計画GISの利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産ID等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		d. 不動産 I D 官民連携協議会において、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政の D X など、官民の幅広い分野における成長力強化や横展開を図り、不動産 I D のユースケースの社会実装を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》	→	→	→
	○不動産 I D 確認システムの対象地方公共団体数 【2025 年度までに全地方公共団体】	e. 不動産登記ベース・レジストリから不動産 I D 確認システムに不動産登記情報を提供するため、課題整理その他提供に当たって必要な措置を講じる。 《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》	→		
		f. 不動産登記ベース・レジストリとの連携による全地方公共団体分の不動産 I D の提供に向け、「不動産 I D 確認システム」の改善や見直しを進める。 《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》	→	→	→
○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数 【2024 年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の 2 / 3 ① 政令市・中核市 ② ①以外の人口 10 万人以上の都市 ③ 人口 10 万人未満の都市】	○立地適正化計画を作成した市町村数 【2024 年度末までに 600 市町村】 ○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 【2024 年度末までに 400 市町村】	1 1. 持続可能な多極連携型まちづくりの推進			
		(立地適正化計画の作成・実施の促進) ① 予算措置等による支援策の充実 a. 予算措置等により市町村の計画作成や、計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する支援を推進する。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 現地訪問やコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、相談にワンストップで対応可能としている体制等を通じて、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。また、地域公共交通計画の作成検討を引き続き立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付要件とする。(2027 年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集の更新や国土交通省ウェブサイトの充実等により、市町村に情報提供を行う。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		②モデル都市の形成・横展開 a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 過去の実事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の実況等をわかりやすく情報提供する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		③効果的な評価指標設定の啓発 a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>④立地適正化計画制度・運用の更なる改善</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
<p>○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員【減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】】</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数【2024年度末までに1,200件】</p> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数【2024年度末までに400市町村】</p>	<p>《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》</p>			
		<p>(地域公共交通計画の作成・実施の促進、地域公共交通ネットワークの再構築)</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 2023年10月に施行された改正地域公共交通活性化再生法や関連予算を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、利便性・生産性・持続可能性を高める地域公共交通の「リ・デザイン」を進めるとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数【2030年において400万戸程度におさえる】</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模【2030年までに14兆円】</p>	<p>○クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業による新たな投資【約280億円(2025年度)】</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数【20万物件(2021~2030年度)】</p>	12. 空き家及び所有者不明土地等の有効活用			
		<p>(空き家の活用・除却の促進)</p> <p>a. 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)に基づく措置や、地方公共団体が行う空き家の除却・活用に係る取組への支援等により、空き家の活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 空き家等対策における宅建業者の役割拡大に係る整理・検討等を行い、空き家等の流通促進を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→		
		<p>d. 不動産特定共同事業の案件形成の支援や、「クラウドファンディングを活用した不動産特定事業に係る実務手引書」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の遊休不動産に係る不動産特定共同事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。(2027年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>f. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>g. マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するため、所有者不明等の区分所有建物に特化した財産管理制度の創設等を盛り込んだ、区分所有法等の改正案の2024年通常国会での提出を図る。 《所管省庁：法務省》</p>	→		
		<p>h. マンションの建替え等の円滑化に関する法律等について、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進める。 《所管省庁：国土交通省》</p>	→		
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数 【2019年6月から10年間で累計100件】</p>	—	<p>(所有者不明土地等の有効活用) ①土地所有者等の責務を具体化する施策の推進 a. 国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省、関係省庁》</p>	→	→	
<p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施 【毎年度増加【改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る】】</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数 【毎年度増加【実績調査の結果及び改</p>	<p>○地籍調査実施面積 【2020年度～2029年度に15,000km²】</p> <p>○調査対象地域での進捗率 【2029年度に57%】</p> <p>○優先実施地域での進捗率 【2029年度に87%】</p>	<p>②地籍調査の加速化及び法務局地図作成事業の推進 a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○登記所備付地図作成面積【2015年度～2024年度に200km²】</p> <p>○大都市型登記所備付地図作成面積【2015年度～2024年度に30km²】</p>	<p>b. 法務局地図作成事業について、現行整備計画を着実に実施しつつ、次期整備計画の基本方針を2023年度中に策定し、2025年度からの次期整備計画の検討を進める。 《所管省庁：法務省》</p>	→		
	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施 【2022年度から2024年度末までに、新たに約63,000筆の解消作業に着手】</p>	<p>③改正民事基本法制の円滑な施行</p> <p>a. 2021年に改正された民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等、2023年4月に施行された相続土地国庫帰属制度、2024年4月から施行される相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる新制度について、国民への周知を徹底するなど、円滑な施行のための取組を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→
	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数 【2022年度から2024年度末までに、新たに約23,100筆】</p>	<p>b. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→
		<p>④多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組み</p> <p>a. 2026年4月までに不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との円滑な連携を可能とする実効性のあるシステム整備を進めるなど、仕組みの構築を進める。 《所管省庁：法務省、総務省》</p>	→	→	→
		<p>⑤所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
	○所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで) 【2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)】	c. 改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		d. 所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化に向けた支援を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア 【2023年度末までに8割】	○制度による所有者不明農地の活用面積 【毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】	e. 所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合 【2028年度末までに5割】	○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合 【2023年度末までに10割】	f. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
	○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 【2021年度～2026年度に約130万ha】	g. さらに、所有者不明森林等の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		h. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。 (2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数【2030年において400万戸程度におさえる】</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模【2030年までに14兆円】</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数【2025年度に114,000件】</p>	<p>13. 既存ストックの有効活用</p> <p>(不動産市場環境の構築)</p> <p>a. 不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【2030年度に50%】</p>	<p>b. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた制度の見直しや周知を行う。その他、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための制度の運用改善を図る。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○国有地の定期借地件数 【目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕】</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況 【毎年度 100%】</p>	<p>(未利用資産等の活用促進) a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数 【目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数 【増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]】</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検)</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p>	→	→	→
			→	→	→

3. 地方行財政改革等

地方行財政改革等

【政策目標】

- ① 持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
- ② デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性に沿って策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいて、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

○自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進：住民サービスの利便性の維持・向上、職員の負担軽減やBPRによる業務改革を促す観点から、フロントヤード（住民との接点）改革について、ガバメントクラウド上での窓口DX SaaSの提供や窓口BPRアドバイザーの派遣、総合的なフロントヤード改革に係るモデルの創出等を通じ、「書かないワンストップ窓口」をはじめとしたフロントヤードの多様化・充実化を図り、横展開を促進する。また、一体的に取り組むべきバックヤード（内部事務）改革について、自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、移行作業が円滑かつ安全に実施されるようにできる限り前倒すための移行支援や、システムの状況に応じた所要の移行完了期限の設定など、更なる取組を促す。

○地方行財政の「見える化」の推進：地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、決算情報の「見える化」を推進。地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、将来の危機対応にいかすことも見据えて検証を行う。

○地方自治体の多様な広域連携の推進：各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのKPIの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のKPIの設定状況を把握するとともに、連携中枢都市圏におけるKPIの設定等に関する基本的な考え方や優良事例等を周知する。

○デジタル田園都市国家構想交付金の効果向上・活用：地方創生推進タイプについて、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進し、交付金の効果検証を実施するとともに、デジタル実装タイプについても、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた効果的な事業の採択や効果検証・優良事例の全国展開の検討を行うことを通じて、デジタル実装に取り組む地方公共団体数を増加させる。

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等で規定 行政効率化や住民の利便性向上を測る指標(次年度改訂までに検討・設定)	(DX)推進計画、デジタル社会の実現に ○総合的なフロントヤード改革に取り組んでいる自治体数 【2026年度までに300団体】 ○窓口DX S a a S導入自治体数 【2026年度までに340団体】 ○窓口B P R派遣申請自治体数 【2026年度までに546自治体】	1. 自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進			
		a. 2023年11月に改定された自治体DX推進計画等に基づき自治体DXを推進する。国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じてDX計画の見直しや経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップを行う。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 住民サービスの利便性の維持・向上、職員の負担軽減や地方自治体におけるB P Rによる業務改革を促す観点から、ガバメントクラウド上での窓口DX S a a Sの提供や窓口B P Rアドバイザーの派遣、総合的なフロントヤード改革に係るモデルの創出等を通じ、「書かないワンストップ窓口」をはじめとしたフロントヤードの多様化・充実化のみならず、業務効率化の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりのあり方を検討し、横展開を促進する。 《所管省庁：総務省、デジタル庁》	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○2025 年度までの全地方公共団体の標準化対象事務である20の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の3割削減目標の達成など、デジタル活用による定量的な行政効率化効果</p> <p>○A I、R P A 導入地域数【2024 年度までに 1065 団体】</p> <p>○A I、R P A ガイドブックに効果や利便性の高い事例に加え、業務削減時間をどう有効活用したのかの見える化を更に図るためデータを蓄積する。</p> <p>○今後策定予定の「人材育成・確保基本方針策定指針」やデジタル人材育成の参考となるガイドラインの内容等を踏まえ、適切な K P I の設定について次年度改訂までに検討・設定</p>	<p>c. 2025 年度までに、全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の 3 割削減目標の達成を目指す。なお、標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、2023 年度において、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。また、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、2023 年度に、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了期限を設定する。 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>d. デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大など、マイナンバーカードの利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、デジタル庁》</p>	→	→	→
		<p>e. A I・R P A の利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	
		<p>f. 自治体 D X 推進計画に基づく取組を推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施するとともに、自治体でデジタル人材を確保・育成するのに要する経費について財政措置を講ずる。また、広域的にデジタル人材を確保する取組や自治体における D X 推進の中核を担う職員を育成する取組を推進し、優良事例等の横展開を行う。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		g. その他、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月閣議決定)等に沿って対応する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数 【2023年度までに520団体】 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数	2. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映			
		a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開により、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。また、窓口業務の民間委託の団体規模別の取組状況や、歳出効率化効果等について、「見える化」・比較可能な形で公表する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】 ○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】	3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進			
		a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		4. 公営企業会計の適用促進			
		a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】 ○公営企業会計の適用事業の割合 【増加】				
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む)	○広域連携に取り組むこととした水道事業数 【2025年度までに700事業】				

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2023年度末までに47都道府県】 ○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】	b. 各都道府県における2023年度までの水道広域化推進プランの策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のC P S / I o Tの活用)、P P P / P F Iの導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省》			
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数(統廃合によって廃止される汚水処理施設の数) 【2021年度から2025年度までに300地区】	6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		c. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		d. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、I C T等デジタル技術を活用した管理、P P P / P F I の導入や広域化・連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、P P P / P F I 導入の成果について周知する。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》			
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】	7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進			
		a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》			
○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人	○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】	8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進			
		a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む)</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】</p>		<p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、法令との関係を含め、決算情報の「見える化」を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【2023 年度までに全都道府県、2025 年度までに全団体】</p>	<p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。(2027 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○令和2年度から令和5年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2024年度までに100%】</p> <p>○令和2、3、4年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数【2024年度までに100%】</p>	<p>h. 地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、将来の危機対応にいかすことも見据えて検証を行う。 《所管省庁：内閣府》</p>	→		
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】</p>	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(F A Q)を設け、内閣府HPに掲載する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》</p>	→	→	→
<p>○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2024年度までに39圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標(K P I)の達成率【進捗検証】</p>	<p>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
	<p>○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-複数の市町村による共同策定が可能な計画数≤ 0】</p>	<p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのK P I の設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のK P I の設定状況を把握するとともに、連携中枢都市圏におけるK P I の設定等に関する基本的な考え方や優良事例等を周知する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→
		<p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》</p>	→	→	→
		<p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》</p>	→	→	→
		<p>1 2. 国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の推進</p>			
<p>○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数 【総量】</p>	<p>○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-(廃止した計画数+一体的策定等の条文化により減少可能な計画数)≤ 0】</p> <p>○他の計画等との一体的策定を可能とする計画の割合 【2026年度までに70%】</p>	<p>a. 骨太の方針 2023 及び計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(令和5年3月31日閣議決定)に沿った対応がなされるよう、関係府省庁において必要な措置を講じる。また、提案募集方式による地方からの提案等により、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係府省庁》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○法定外税や超過課税による税収	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	1 3. 地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進) a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
—	—	1 4. 国と地方の新たな役割分担等 a. 社会全体におけるDXの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会における調査審議を通じて国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。 《所管省庁：総務省》	→		

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

政策目標

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性に沿って策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいて、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
<p>○地方創生推進費の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等)</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度)</p>	<p>○地方創生推進費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	15. 地方交付税(地方創生推進費)について改革努力等に応じた配分の強化を検討			
		<p>a. 「地方創生推進費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
—	<p>○地域運営組織が運営する「小さな拠点」の形成数 【2027年度までに1,800箇所】</p>	16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる			
		<p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、施策評価のあり方について検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		e. デジタル田園都市国家構想交付金等も活用して支援するとともに、関連経費について地方財政措置。(2027年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
		17. デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の効果向上			
		a. 地方公共団体における検証体制の整備等 ・地方公共団体における、ガイドライン等の活用やデータ活用の推進を通じ、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の効果検証(デジタル技術を活用した同交付金活用事業の個別調査・分析等を含む)を実施 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		b. 先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		18. デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の活用			
		a. 効果的な事業の採択(2027年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金について、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組内容が、事業の成果を計測するにあたって適切なK P I 設定になっているか等を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：77%】	○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)対象事業について、地方公共団体におけるK P I の設定(K P I を設定した事業数/交付金対象事業数) 【目標：全事業】 ○地方公共団体のK P I 達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】				
○デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)事業全体の効果(経済波及効果等) 【目標：1.6倍】	○デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数/交付金対象事業数) 【目標：目標については、今後の実績等を踏まえて設定】				

地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
		b. 効果検証・優良事例の全国展開の検討(2026 年度以降も継続的に実施)デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証実施や、地方創生に係る特徴的な取組事例の公表等を通じた優良事例の全国展開を検討。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		c. 必要予算の確保(2027 年度以降も継続的に実施) 各年度予算において、所要額を計上。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→